



第71回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2022年6月24日（金）午前10時

場所 香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館 大ホール（2階）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

新型コロナウイルス感染症対応について

- ①感染リスク低減のため書面（議決権行使書）
郵送による議決権行使をご推奨いたします。
- ②接触感染リスク低減のためお土産の配布は
控えさせていただきます。

目次

■ 招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
■ 事業報告	9
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	47
■ 監査報告書	58

セーラー広告株式会社

証券コード：2156

(証券コード 2156)
2022年6月8日

株 主 各 位

高松市扇町二丁目7番20号
セーラー広告株式会社
代表取締役社長 村 上 義 憲

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては書面による議決権行使にご協力くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館 大ホール（2階）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saylor.co.jp/>) に掲載させていただきます。

■当社第71回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について

1. ご出席および議決権行使に関するお願い

- ・総会会場につきましては、通常より席数が少なくなっております。株主総会へのご出席をご検討いただいている株主様におかれましては、郵送による議決権行使をご推奨申し上げます（招集通知に同封しております議決権行使書用紙による行使を是非ご活用ください）。

議決権行使期限：2022年6月23日（木）午後5時45分まで

2. ご来場される株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席に際しましては、体調をご確認のうえ感染拡大防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ・接触感染リスク低減のため、株主総会にご出席いただいた方へのお土産を取りやめさせていただきますので、あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。
- ・他の株主様の健康・安全確保のため、発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（または退席をお願いする）こととなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・マスク着用のうえでご出席をお願いいたします。また、議場受付にアルコール消毒液を設置いたしますので、ご入場の際には消毒液の使用をお願い申し上げます。
- ・総会運営スタッフは、マスク着用で対応いたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、当社株主総会に関する株主様へのお願い等につきまして、今後の状況変化によっては上記の内容を更新のうえ、当社IRサイト (<https://www.saylor.co.jp/ir/>) 内においてお知らせいたします。適宜ご確認いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨、および、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	(削除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2.</u> 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p> <p><u>1.</u> 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p><u>3.</u> 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
1	むらかみ よしのり 村上 義憲 (1951年9月12日生) 再任	1977年4月 当社入社 1994年4月 第二営業局長 1994年5月 取締役第二営業局長 2000年1月 常務取締役 2000年5月 常務取締役兼協同セーラー広告(株)代表取締役社長 2004年4月 常務取締役 2005年4月 専務取締役 2011年4月 代表取締役社長（現任）	145,900 株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>広告事業に関して豊富な経験を持ち、営業経験を積み、専務取締役を経て2011年から代表取締役社長として企業の価値向上を牽引しております。また、取締役会の議長を務め、今後もその優れた経営手腕から当社の持続的な発展の実現が期待できると判断いたしました。</p>			
2	はざま けいぞう 間 敬三 (1963年6月30日生) 再任	1995年5月 当社入社 2002年4月 営業部長 2010年4月 営業局次長 2012年1月 アド・セイル(株)代表取締役社長 2015年4月 執行役員局長 2021年4月 執行役員副社長 2021年6月 取締役副社長 2022年4月 取締役CIO（現任）	4,000 株
<p>◆取締役候補者とした理由</p> <p>入社以来、営業部門を中心に当社業務全般を熟知するとともに、子会社の社長も務めるなど、当社グループ営業面の強化に多大な貢献を積み重ねてきました。そうした経験と実績から、2021年6月からは取締役副社長を任せ、2022年4月からは取締役CIOを任せており、当社取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
3	かやはら かずのり 菅原 一則 (1964年11月7日生) 再任	1988年3月 当社入社 2002年4月 営業部長 2008年4月 執行役員営業局次長 2010年4月 執行役員高松本社営業局長 2010年6月 取締役 2020年4月 常務取締役(現任)	26,600 株
	◆取締役候補者とした理由 広告事業に関して豊富な経験を持ち、営業経験も豊富で、2010年に取締役となり、企業の価値向上に貢献しております。2022年4月からは子会社を統括する立場を任せるなど、今後も、その豊富な経験から当社の持続的な発展の実現に向け経営手腕の発揮が期待できると判断いたしました。		
4	もりかわ み の る 森川 稔 (1967年7月4日生) 再任	1990年3月 当社入社 2002年4月 営業部長 2006年10月 徳島支社長 2012年4月 営業局次長 2015年4月 執行役員営業局長 2019年6月 取締役(現任)	33,600 株
	◆取締役候補者とした理由 入社以来、営業部門で数多くの案件に携わり、経験も豊富であります。また、子会社の社長も務めるなど、経営の知識も習得しております。2019年に取締役に就任しており、当社の持続的な発展と、エリア戦略の遂行を考慮し、取締役として十分ふさわしい人材であると判断いたしました。		
5	たかふじ せいじ 高藤 聖二 (1963年12月28日生) 再任	1990年1月 当社入社 2000年4月 営業部長 2012年4月 営業局次長 2017年4月 執行役員営業局長 2021年6月 取締役(現任)	8,300 株
	◆取締役候補者とした理由 入社以来、営業部門で数多くの案件に携わり、主に愛媛エリアを統括し、その職責を適切に果たしてきました。2021年に取締役に就任し、営業全般にかかわる豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社取締役として適任であると判断いたしました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の地位および担当につきましては、事業報告「4. 会社役員(取締役)に関する事項(1) 会社役員(取締役)の状況(2022年3月31日現在)」に記載のとおりであります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、大川俊徳氏を、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
おおかわ としのり 大川 俊徳 (1946年5月16日生)	1972年4月 大川和税理士事務所入所 1982年2月 税理士登録(現任) 2001年6月 南海プライウッド(株)監査役(現任) 2008年1月 大川俊徳税理士事務所開業 同所長(現任)	— 株
<p>◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割</p> <p>大川俊徳氏は、長年にわたり税理士としての専門知識、経験等を有しており、また他の上場会社の社外監査役にも就任しております。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、これらの経験や知見を活かし、同氏が補欠の監査等委員である社外取締役に選任された場合、その高度な知見に基づいた経営全般の監視と有効な助言をしていただくことが期待できるものと判断し、候補者いたしました。</p>		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大川俊徳氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役の独立性に関する事項

大川俊徳氏は、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。また、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

【ご参考】 役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

役員		当社が期待する知識・役割					
		経営	営業・マーケティング	法務	財務会計	ファイナンス	人事組織
取締役	村上 義 憲	●	●		●		●
	間 敬 三	●	●		●		●
	萱 原 一 則	●	●		●	●	
	森 川 稔	●	●				
	高 藤 聖 二	●	●				
監査等委員	原 渕 定 夫			●			●
	田 辺 真由美 (社外)				●	●	
	福 川 盛 二 (社外)	●		●	●	●	

※上記一覧表は、候補者の有する全ての知識や経験を表すものではありません。

※上記一覧表には、現任の監査等委員も含まれております。

事業報告

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、度重なる緊急事態宣言の発出や解除により、経済活動の制限と緩和が繰り返される状況が続きました。今後、ワクチン接種への期待はあるものの、サプライチェーンにおける供給懸念や資源価格の高騰のほか、ウクライナをめぐる国際情勢などもあり、先行きにつきましては不透明な状況が続くと予想されます。

広告業界におきましては、こうした経済状況により、イベントの開催中止や延期のほか、クライアントの広告活動の自粛などがありました。コロナ禍で加速したデジタル化を背景にインターネット広告費が24.7%の伸びとなるなど、新型コロナウイルス感染症の影響緩和もあって、2021年の広告業の売上高は5兆7,314億円、前年比107.0%となりました（特定サービス産業動態統計調査、経済産業省）。

当社グループ商圏におきましても、新型コロナウイルス感染症の再拡大に対応した各県の感染警戒レベルの引き上げから、生活者の行動が一部制限され、集客イベントを中心に広告活動の自粛・延期がありました。秋以降は新規感染者数の減少を背景に経済活動再開の動きが見られました。しかしながら、年明け以降、新たな変異株の流行による新規感染者数の急増もあって、広告需要は年間をとおして本格的な回復には至りませんでした。

このような状況の中、当社グループにおきましては、『マーケティングデザイン（お客さまが達成したい目標を設計し実現するパートナーになること）』を日々の営業活動の基本概念とし、コロナ禍で加速したデジタル領域の市場拡大に対応するため、デジタルマーケティング分野（インターネット広告、SNS、EC）の受注拡大に努め、お客さまの課題解決にデジタル領域を加えたより具体的で高度化した提案活動に取り組んでまいりました。また、広告制作業務の内制化を推進し、個々の案件の利益率改善に注力してまいりました。

その結果、デジタルマーケティング関連の受注がインターネット広告を中心に増加したほか、感染防止策の実施から1年以上が経過したこともあって、地元企業におきまして新しい取組や新しい事業の開始があり、新店舗や新展示場のオープンに関連した受注がありました。また、昨年4月に開催された地元聖火リレーのほか、秋以降から年末にかけて新規感染者数の減少を背景に、経済活動再開の動きが見られる状況となり、旅行・レジャー業などにおきまして広告出稿の回復があったほか、衆院選に関連した広告を受注いたしました。これらのほか、年度末に向けて官公庁受託案件の計上があり、当社グループの2022年3月期通期の総売上高につきましては6,672百万円（前期比106.4%）、収益は1,938百万円となりました。

利益面につきましては、個々の受注案件の利益率向上に取り組んだ結果、売上総利益率が1.5ポイント改善し、売上総利益は1,451百万円（前期比114.4%）となり、営業利益は59百万円（前期は132百万円の営業損失）、経常利益は75百万円（前期は83百万円の経常損失）となりました。また、収益性の低下が見られた一部の事業用資産に関して減損損失67百万円を特別損失に計上した結果、税金等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純損失は25百万円（前期は79百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

※総売上高は、当社グループの営業活動によって得た販売額の総額であります。2022年3月期期首（2021年4月1日）から適用となった『収益認識に関する会計基準』に準拠した指標ではありませんが、投資者が当社グループの事業規模を判断するうえで重要な指標であると認識し、従前の企業会計原則に基づき算出し、参考情報として開示しております。

※収益は、2022年3月期期首（2021年4月1日）から適用となった『収益認識に関する会計基準』に準拠し算出した収益の総額であります。

※売上総利益率=売上総利益/総売上高

【参考】事業別の状況（当連結会計年度）

区 分	総売上高			営業利益	
	(百万円)	前期比(%)	構成比(%)	(百万円)	前期比(%)
広告事業	6,643	106.4	99.6	58	—
テレビ	1,146	105.0	16.1		
ラジオ	150	97.8	2.1		
新聞	897	99.8	12.6		
雑誌	201	105.1	2.8		
セールスプロモーション	1,100	92.9	15.5		
イベント	662	128.8	9.3		
屋 外	323	98.5	4.5		
インターネット/モバイル	1,467	118.1	20.6		
制作・その他	1,143	115.2	16.1		
セグメント内の内部売上高	△449	125.8			
ヘルスケア事業	29	95.9	0.4	△0	—
調整額	—	—	—	1	100.0
グループ合計	6,672	106.4	100.0	59	—

※1 当社グループの扱うサービスのうち、テレビ・ラジオ・新聞および雑誌を中心とする各種メディアを活用した広告の企画・立案・制作、ならびに、セールスプロモーションやインターネット関連広告などの広告に関するあらゆるサービス活動のほか、フリーマガジンおよびタウン情報誌の発行を「広告事業」として区分しております。また、地域密着型通所介護施設の運営を「ヘルスケア事業」として区分しております。

※2 調整額はセグメント間取引消去であります。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

2020年度の国内広告業界の売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響が直撃したこともあって4年連続の減少となりましたが、2021年度は影響の緩和とコロナ禍で急速に拡大した各業界のデジタルシフトを背景に、インターネットやデジタル技術を活用した広告の成長が全体を牽引し、国内広告業界の売上高は5兆7,314億円（前年比107.0%）と底堅い伸びとなりました（特定サービス産業動態統計調査、経済産業省）。

新型コロナウイルス感染症の影響は広告業界だけではなく、多くの業界に影響を及ぼしたほか、在宅勤務やオンライン会議、巣ごもり消費やキャッシュレス決済など、生活者に対しても生活様式の変化をもたらすと同時に、インターネットや動画視聴などメディア接触時間の増加と変化をもたらしました。このように、デジタル化の進展や働き方改革に伴うワークスタイルの変化といった従来から進行していた社会環境や日常生活の変化がコロナ禍を受けて加速し、各企業はこのような傾向を受けて、デジタル技術やデジタルツールにより商品・サービスを提供するだけでなく、SNS等を活用したコミュニケーションを取り入れるなど、デジタル化によるコミュニケーション活動が大きく拡大すると考えられます。

また、当社グループが事業を営むローカルエリアにおきましては、少子高齢化が徐々に進行しておりますが、少子高齢化は経済活力を損なうものとしてマイナスに捉えられがちである一方で、社会的課題や市場ニーズの変化から旧来のビジネスモデルとは違った「新たな企業価値」を創出することが期待できます。こうした変化を素早く捉え、的確に適応していくためには、発想の転換や迅速な経営判断が重要であると考えております。

このようなデジタル化や少子高齢化で社会が大きく変化する時代にあっては、お客さまは経営全般の課題解決策を求めるようになり、お客さまの経営課題全般の解決に役立つ提案をすることが顧客第一の精神となります。また、お客さまは単に良いクリエイティブを提供するだけでは評価しなくなり、新しい商品やサービスを生み出す力を重視するようになると考えられます。

そこで、当社グループにおきましては、「お客さまが達成したい目標を設計し実現するパートナーになること」を今後の当社グループの在り方と定義し、これを『マーケティングデザイン』と称して日々の営業活動の基本概念としております。そして、コロナ禍も相まった厳しい経営環境を乗り越えていくためには、「既存事業の収益改善」と「新しい事業領域の開発」に取り組むことが不可欠であると考えております。また、私たちの提供するサービスは行政や地域に対しても広がります。地域課題から社会的価値を構想し、実現させていくことも当社グループの活動領域であると考えており、企業理念が示すように、「顧客課題を提案活動によって解決し、地域の皆様とともに豊かな文化を育て、社会をより楽しく、より美しく、より豊かにすること」が当社グループの使命であると考えており、これらの実現に向け、当社グループにおきましては、以下の課題に取り組んでまいります。

① デジタル領域への挑戦

2021年の国内広告業界のインターネット広告売上高は1兆3,721億円（前年比24.7%増）となり（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」）、当社グループ商勢圏におきましてもデジタル化の波が着実に押し寄せるなか、コロナ禍において、各企業におけるマーケティング活動のデジタル領域へのシフトは昨年に引き続き加速いたしました。

このような中で、当社グループは、インターネット広告などデジタル領域の市場拡大に対応するため、デジタルデザイン室が中心となって、デジタルマーケティング分野（インターネット広告、SNS、EC）の受注拡大に取り組んでまいりました。この分野に対する企業の関心は高く、今後さらなる受注拡大が期待できるとともに、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）への関心も日々高まりを見せております。

そこで、当社グループは、デジタル領域全般の受注拡大をより加速させるため、2022年4月1日付で従来のデジタルデザイン室を局に格上げし、デジタルデザイン局を新設いたしました。デジタルマーケティング分野の提案強化やデジタルライゼーション等のデジタル全般に関するお客さまのニーズに即した提案のほか、デジタルを活かした新規事業の企画実施に取り組み、お客さまの成長に貢献できる真のパートナーを目指してまいります。

② 新規事業への挑戦

当社グループは、地域密着主義で培ったきめ細かな対応と、四国中国エリアに福岡、東京を加えた拠点ネットワーク、70年の実績に基づくノウハウによってお客さまの様々なニーズに応え、時代に即した提案活動によって、より質の高いコミュニケーション効果の創造に努めてまいりました。しかしながら、前述したような広告業界を含めた社会全体の転換期にあっては、急速な変化に対応したマーケティング戦略の立案が求められております。

当社グループにおきましては、グループ内に蓄積された地域情報のほか、地元に着した広告会社としてのディレクション力とマーケティング力を最大限に活用し、商品開発、地域産品や観光資源のブランディング、地域産品の販路拡大などに取り組み、当社グループ自身が価値を生み出せる新規事業の創出に取り組んでまいります。

③ クリエイティブスタッフの高付加価値化

お客さまが私たち広告会社に期待することにクリエイティブ力があります。素晴らしいクリエイティブワークは後世に残り、新しい顧客の開拓に繋がります。また、マーケティングに基づくクリエイティブもあれば、イノベーションを目指すクリエイティブもあります。お客さまにとって最適なコミュニケーションサービスを提供するためには、お客さまの課題を発見でき、解決すべき方向性を仮設でき、これらに基づくお客さまの価値を高めるサービスの提供が必要になります。つまり、デザインする力、素晴らしいコピーを生みだせる力、的確にマーケティングできる力などの専門的な能力だけでなく、最終的にはこうした力を兼ね備えた総合力が必要になります。

当社グループにおきましては、「無から有を生み出す」というクリエイティブの原点に立ち戻り、新しいものを生み出す「創造力」や独自の発想で何かを作り出す「独創力」を兼ね備えた人材を育成すべく、クリエイティブスタッフの高付加価値化に取り組んでまいります。

④ 課題解決型営業の推進

当社グループは、四国エリア（香川・愛媛・徳島・高知）、中国エリア（岡山・広島）、福岡・東京に拠点を配し、多様化するお客さまの要望にお応えし、質の高いコミュニケーションサービスの提供に努めてまいりました。前述したように、デジタル化へのシフトが加速している中においては、当社グループ商勢圏におきましても、デジタル技術が非接触・非対面の手段を提供し、デジタル化できることはデジタル化されていく一方で、デジタル化できない体験や感性といったリアルな価値が再認識されており、このような価値を提供するサービスは今後ますます注目を浴びてくると考えられます。

当社グループにおきましては、このようなリアルな価値にデジタル技術を融合したより具体的で高度化した提案活動に取り組み、お客さまの経営課題の解決策をお客さまとともに考える課題解決型営業をこれまで以上に推進してまいります。

⑤ 人材への投資

当社グループの競争力の源泉は人材であり、当社グループにとって最も重要な経営資源であります。お客さまに満足いただけるコミュニケーションサービスを提供するためには、優秀な人材の確保と育成が不可欠であり、また、高度化するお客さまのニーズに対応するためには専門的な知識を持った人材の獲得も重要な経営課題であります。

当社グループにおきましては、人材の獲得競争が厳しさを増すなか、適正な人員の確保と優秀な人材の育成を図るため、社内研修や教育制度の強化に加え、継続的な採用活動に取り組んでまいります。

また、社員の「健康」や「働き方」は企業の業績や存続に関する重要な経営課題であります。当社におきましては、職場環境の整備やモバイルパソコンの導入、グループウェアの機能拡充、クラウド型人材管理ツールの導入などによって、従業員の働く環境の改善を図るとともに、人材への投資を強化してまいりました。今後につきましても、時間外労働の削減に努め、「定時退社日の運用推進」「残業時間の削減」「有給休暇取得率の向上」「仕事と育児の両立支援」などに取り組み、当社グループ各拠点に即した諸施策を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の概況

(単位：千円)

区 分	第68期 2018年4月～ 2019年3月	第69期 2019年4月～ 2020年3月	第70期 2020年4月～ 2021年3月	第71期 2021年4月～ 2022年3月
総 売 上 高	8,791,806	8,217,704	6,271,832	6,672,552
売 上 高	8,791,906	8,217,704	6,271,832	—
収 益	—	—	—	1,938,793
経 常 利 益 又は 経 常 損 失 (△)	158,771	90,148	△83,308	75,764
親会社株主に帰属する当期純利益 又は 当 期 純 損 失 (△)	87,584	19,846	△79,054	△25,269
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失 (△)	23円18銭	5円25銭	△20円92銭	△6円68銭
総 資 産	4,665,639	4,206,935	4,186,645	3,970,881
純 資 産	1,886,043	1,875,871	1,804,771	1,748,251

(注) 第71期から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第71期の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産および損益の概況

(単位：千円)

区 分	第68期 2018年4月～ 2019年3月	第69期 2019年4月～ 2020年3月	第70期 2020年4月～ 2021年3月	第71期 2021年4月～ 2022年3月
総 売 上 高	7,083,035	6,543,684	4,758,653	5,064,665
売 上 高	7,083,035	6,543,684	4,758,653	—
収 益	—	—	—	1,117,635
経 常 利 益 又は 経 常 損 失 (△)	109,630	32,989	△100,346	15,622
当 期 純 利 益 又は 当 期 純 損 失 (△)	46,136	△18,264	△96,150	△67,680
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	12円21銭	△4円83銭	△25円45銭	△17円91銭
総 資 産	4,183,332	3,689,626	3,561,777	3,324,830
純 資 産	1,775,620	1,728,020	1,639,764	1,541,640

(注) 第71期から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第71期の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金 (千円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社あわわ	徳島市 南末広町	30,000	100.0	雑誌・書籍の出版・販売、広告物の企画・制作
アド・セイル株式会社	高松市 高本町	49,000	100.0	インターネットを利用したマーケティング活動の企画、立案
株式会社ゴング	福岡市 中央区	37,000	100.0	広告の企画・制作、マーケティングリサーチ、プロモーションプランニング
南放セーラー広告株式会社	高知市 北本町	30,000	100.0	広告の企画・制作、マーケティングリサーチ、プロモーションプランニング
株式会社エイ・アンド・バイ	松山市 鴨川	16,000	100.0	モデル住宅総合展示場の企画・運営、地域密着型通所介護施設の運営
株式会社 F I S H	高松市 丸亀町	15,000	100.0	マーケティング領域のコンサルティング、事業開発、プロダクト開発、ブランディング

(注) 上記は全て連結子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、四国中国九州エリアおよび東京を主要事業エリアとして、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびに、セールスプロモーションやインターネット関連広告など、広告に関するあらゆるサービス活動を行うほか、フリーマガジンおよびタウン情報誌を発行しております。また、小規模の地域密着型通所介護施設の運営を行っております。

(12) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
高 松 本 社	高 松 市 扇 町	倉 敷 支 社	倉 敷 市 白 楽 町
愛 媛 本 社	松 山 市 北 斎 院 町	西 讃 支 社	丸 亀 市 土 器 町
岡 山 本 社	岡 山 市 北 区 東 古 松 南 町	東 予 支 社	新 居 浜 市 一 宮 町
徳 島 支 社	徳 島 市 新 南 福 島	東 京 支 社	東 京 都 港 区 虎 ノ 門
広 島 支 社	広 島 市 中 区 橋 本 町		

②重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (10) 重要な親会社および子会社の状況②重要な子会社の状況」に記載した所在地のとおりであります。

(13) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
167 名	△8 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、受入出向者を含み、他社への出向者および契約社員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
104 名	△8 名	45.1 歳	17.4 年

(注) 従業員数は就業人員数であり、他社への出向者および契約社員を含んでおりません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社香川銀行	253,990 千円

(注) 2022年3月31日現在の借入残高が1億円以上の金融機関を記載しております。

(15) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として位置付け、安定した配当を継続して実施することを基本とし、設備投資や販売強化等に関する資金需要の状況、業績の動向、ならびに内部留保の充実等を総合的に検討したうえで配当額を決定しております。

当方針のもと、期末配当金につきましては、当期の業績動向や依然として新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せないことに伴う財務リスク等を総合的に勘案した結果、1株当たり4円とすることに決定いたしました。

(16) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 6,078,000 株 (うち自己株式 2,300,328 株)
- (3) 株主数 946 名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
セーラー広告取引先持株会	533,500 株	14.1%
セーラーグループ社員持株会	456,700 株	12.0%
株式会社香川銀行	180,000 株	4.7%
株式会社讀宣姫路	160,000 株	4.2%
村上 義 憲	145,900 株	3.8%
工 藤 信 仁	142,000 株	3.7%
株式会社百十四銀行	100,000 株	2.6%
東京海上日動火災保険株式会社	100,000 株	2.6%
株式会社 中 広	99,500 株	2.6%
株式会社日鋼サッシュュ製作所	92,000 株	2.4%

(注) 当社は、自己株式2,300,328株を保有しておりますが、大株主からは除いております。また、持株比率は当該自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	村 上 義 憲	
取 締 役 副 社 長	間 敬 三	
常 務 取 締 役	萱 原 一 則	第 三 営 業 局 担 当
取 締 役	森 川 稔	第 一 営 業 局 担 当
取 締 役	高 藤 聖 二	第 二 営 業 局 担 当
取 締 役（常勤監査等委員）	原 渕 定 夫	
取 締 役（監査等委員）	田 辺 真 由 美	武 田 真 由 美 公 認 会 計 士 事 務 所
取 締 役（監査等委員）	福 川 盛 二	

- (注) 1. 田辺真由美（通称名：武田真由美）および福川盛二の両名は、社外取締役であります。なお、両名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。
2. 監査等委員田辺真由美（通称名：武田真由美）は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3. 当社では、監査等の環境整備や重要な社内会議への出席による円滑な社内の情報収集、内部監査部門等との緊密な連携、内部統制システムの日常的なモニタリングを可能とするため、原渕定夫を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員山内直樹は、2021年8月17日に逝去され、同日をもって取締役を退任いたしました。
5. 2021年11月12日開催の当社臨時株主総会において、福川盛二が監査等委員である取締役に選任されております。
6. 西尾正紀および青野昭彦は、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 2021年6月24日開催の第70回当社定時株主総会において、間敬三が取締役に選任されております。なお、間敬三は、2022年4月1日付で取締役CIOに就任し、デジタルデザイン局を担当いたしております。
8. 常務取締役萱原一則は、2022年4月1日付でコーポレートデザイン局を担当いたしております。
9. 2021年6月24日開催の第70回当社定時株主総会において、高藤聖二が取締役に選任されております。
10. 当社は役員等賠償責任保険契約に加入しておりません。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の報酬等に関する事項につきましては、以下の方針に基づき定時株主総会終了後の取締役会において、個人別の報酬等の額の決定とあわせて決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等につきましては、固定報酬と賞与で構成しております。固定報酬は、経営環境、同業他社の状況、当社の業績等を考慮した報酬水準とし、役割責任に応じた報酬として支給しております。賞与につきましては、株主との価値共有を図るため事業年度の業績を勘案し、賞与を支給するのに十分な連結の当期純利益を確保したと判断される場合に、その支給の可否を決定しております。なお、当社におきましては、過年度の業績推移およびその内容、ならびに、特別損益による業績への影響を総合的に判断して当社業績を評価し、過年度を含めた連結の親会社株主に帰属する当期純利益額の獲得状況から役員賞与の支給有無を決定しておりますので、具体的な目標値は定めておりません。

監査等委員である取締役の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、監査等委員である取締役に対しましては、その職務執行の対価としての報酬が業績の成果と連動して増減させることに馴染まないことから、賞与は支給せず、固定報酬のみといたしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額につきましては、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額につきましては、賞与を含み、年額1億5,000万円以内とする旨を決議いただいております。当該決議に係る支給対象取締役は5名であります。また、監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、年額2,000万円以内とする旨を同株主総会において決議いただいております。当該決議に係る支給対象の監査等委員である取締役は3名であります。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	66,106 (—)	66,106 (—)	— (—)	— (—)	7 (—)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	9,041 (2,250)	9,041 (2,250)	— (—)	— (—)	4 (3)
監査役 （うち社外監査役）	1,858 (500)	1,858 (500)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 当社は、2021年6月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度におきましては、第70回定時株主総会後に開催された取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容、ならびに、固定報酬額について全取締役個々の配分を決定いたしました。また、取締役の個人別の報酬等の内容ならびに報酬等の額の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会が原案について内規および決定方針との整合性を含め総合的に検討した結果、決定方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度における賞与引当額はありません。

(3) 社外役員に関する事項

取締役（監査等委員）

- (i)重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- (ii)主要取引先等特定関係事業者との親族関係
該当事項はありません。
- (iii)当事業年度における主な活動状況

社外取締役である監査等委員田辺真由美は、当事業年度開催の監査役会2回のうち2回に出席し、また、監査等委員会設置後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席し、会計処理などを中心に適宜質問し、公認会計士としての立場から意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

社外取締役である監査等委員福川盛二は、監査等委員選任後に開催された監査等委員会5回のうち5回に出席し、討議内容についての疑問点等を解消するため適宜質問し、客観的な観点から意見を述べるとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

上記監査等委員両名は取締役会にも出席しており、田辺真由美は当事業年度開催の取締役会20回のうち社外取締役である監査等委員の出席を予定しておりました取締役会12回ございましたが、このうち12回に出席し、公認会計士としての知見に基づいて質問、助言を行いました。また、福川盛二は、就任後に開催された当事業年度における取締役会7回のうち社外取締役である監査等委員の出席を予定しておりました取締役会5回ございましたが、このうち5回に出席し、金融機関における長年の経験をとおして培った知識・見地から議案審議に必要な発言を適宜行いました。

なお、社外取締役である監査等委員山内直樹は、2021年8月17日に逝去により退任するまでに開催された監査役会2回および監査等委員会2回のうち監査役会1回に、取締役会4回のうち1回に出席し、質問と助言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 えひめ有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	19,000 千円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000 千円

- (注) 1. 当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、見積り算定根拠などを確認し、検討した結果、当該報酬等の額が相当であると判断し、同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらを合計して記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的事項とすることを求めます。

6. 会社の体制および方針

当社は、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会における決議により、監査等委員会設置会社への移行が承認されたことに伴い、同日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしました。

なお、改定後の内容は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保する体制

内部統制システム構築の基本方針

当社グループは、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令等の遵守」および「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (2) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会または経営会議に報告する。
- (3) 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- (4) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- (6) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
- (7) グループ内すべての取締役、監査役、執行役員および使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
- (8) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき法令および定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存および管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。
 - (2) 第1項に係る事務は総務局が所管し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について継続的な改善を行う。
 - (3) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に対して監査を行い、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
 - (2) グループ内リスク管理体制強化のため、総務局内に内部統制担当者を置き、内部統制担当者は、グループにおけるリスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
 - (3) 販売先、仕入先、銀行、関係会社との取引は、業務分掌・職務権限表、稟議規程、営業管理規程、経理規程、関係会社管理規程、文書管理規程に基づいて行い、総務局長を責任者として管理の事務局は総務局が行う。
 - (4) 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または経営会議に報告し、取締役会または経営会議において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。また、必要ある場合、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めたチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止体制を整える。
 - (5) 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次の損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
 - (6) 内部監査責任者は内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要案件については、取締役および子会社代表取締役から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととし、経営会議は月1回開催する。
 - (2) 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌・職務権限表、執行役員規程に基づきそれぞれの責任者およびその責任、執行手続等について定めることとする。
 - (3) 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続き等の簡略化に努め、必要あるときは総務局からの助言を得る。

- (4) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。
5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告への信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
 - (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査責任者は内部監査規程に基づき監査を実施する。
 - (3) 当社グループにおける重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、社外の弁護士その他第三者機関との情報の授受は総務局が行い、知り得た情報は遅滞なくコンプライアンス管理責任者である総務局長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
 - (4) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
6. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は総務局が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者である総務局長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
 - (2) 内部監査責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。
 - (3) 関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して報告しなければならない。また、企業集団全体に関する会議へ参加しなければならない。
 - (4) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助者を任命することができる。ただし、補助者は業務の執行に係る役職を兼務してはならない。
8. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 当該補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定する。

9. 当社グループの取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制

監査等委員である取締役は、監査等委員会規程に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役および使用人に対しその説明を求めることができる。

また、企業集団において重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査等委員へ報告する。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 内部監査責任者は、内部監査規程および監査等委員会規程に基づき、内部監査の計画の立案および実施に当たっては、監査等委員会と堅密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
- (2) 内部統制担当者は、監査等委員会と堅密な連携を保つとともに、監査等委員からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
- (3) 監査等委員会監査事務に不都合がある場合は総務局においてこれを補助する。
- (4) 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (5) 監査等委員会は、その職務の遂行に関し、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家を活用することができ、会社の定める手続きに従い請求することによって、その費用を会社負担とすることができる。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- (3) 内部統制担当者は、内部統制の不備に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告する。また、併せて監査等委員会へ報告する。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げる方針および手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- (5) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。
- (6) 財務報告に係る内部統制システムの具体的な整備および運用に関しては、「財務報告に係る内部統制の整備運用規程」に定める。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

1. 取締役の職務執行およびグループ管理体制

当社の取締役会は、監査等委員である取締役を除く取締役5名、および、監査等委員である取締役3名で構成し、原則毎月1回開催しており、法令で定められた事項のほか経営に関する重要事項の報告および意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の人事、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしております。

また、上記とは別に経営会議を開催しており、取締役5名のほか、常勤監査等委員1名、執行役員、各子会社社長が出席し、毎月1回開催しております。経営会議では、予算管理と業務執行状況を中心とした報告のほか、取締役会決議事項の事前確認を行い、当社グループの業況の把握と情報の共有化に努めております。

2. 監査等委員の職務執行

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は現在3名で、うち1名が常勤の監査等委員で、残り2名が会社法第2条第15号に定める社外取締役の条件を満たす者であります。監査等委員は、毎月開催される取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行の監視および会社の業務全般について適法かつ適正に行われているかを監査計画に基づき監査しております。また、毎月開催する監査等委員会において全監査等委員出席のもと重要事項の協議等を行っております。

社外取締役である監査等委員田辺真由美（通称名：武田真由美）は、公認会計士としての実務経験に基づく経営に関する高い見識を有する者であり、社外取締役である監査等委員福川盛二は、長年に亘る企業経営の経験から企業の経営および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。当社は、両名に対して、専門的見識からの意見表明だけではなく、社内常識の形骸化によって生じるおそれのある内部統制リスク等に関してリスク管理体制について客観的な評価を求めています。また、社外取締役2名は、取締役会にも出席し、議事録、計算書類、その他重要書類等の閲覧を行ったうえで常勤監査等委員による監査情報を聴取することによって、グループ全体に亘る状況の把握に努めております。

3. 内部監査およびリスク管理体制

当社コンプライアンス委員会は、取締役森川稔が委員長を務め、常務取締役菅原一則、取締役高藤聖二、常勤監査等委員原測定夫のほか執行役員が出席し、原則毎月1回開催しており、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告徴求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議を行っております。

また、専任者1名で構成しております当社内部監査室は、各事業年度に策定する内部監査計画に基づき、各業務執行部門の業務監査および会計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時の内部監査を実施し、監査等委員および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めております。また、子会社への内部監査も実施しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は内部統制システム構築の基本方針第1条(6)に定める「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。」ことを基本方針としております。

また、当社倫理規範第7条(反社会的勢力の排除)に「私たちは、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除します。」と掲げ、全社を挙げて反社会的勢力による被害の防止に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況および外部の専門機関との連携状況

当社総務局を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を選任、香川県警察本部の主催する講習会に参加しております。

② 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、取引先との取引開始時には必ず「記事検索」、「企業検索」等を利用した企業調査を行い、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを確認するほか、信用調査等に該当しない場合でも、相手方の人相、風体、話しぶり等により疑念が生じた場合は、総務局長に相談することとしております。

③ 対応マニュアルの整備状況

当社は、社内イントラネット上に、日常業務での注意点、面談要求への対応などを記載した「反社会的勢力対応マニュアル」を掲載し、常時全役職員が閲覧可能としております。

④ 研修活動の実施状況

当社は、総務局が中心となって適宜個別に反社会的勢力排除に向けた基本方針等について説明を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,966,673	流 動 負 債	1,625,941
現金及び預金	700,921	支払手形及び買掛金	980,181
受取手形及び売掛金	1,200,353	短期借入金	106,000
商 品	6,840	一年内償還予定の社債	150,000
仕 掛 品	15,158	一年内返済予定の長期借入金	118,076
貯 蔵 品	2,984	未 払 法 人 税 等	19,513
未収還付法人税等	439	賞 与 引 当 金	49,105
そ の 他	42,471	そ の 他	203,065
貸 倒 引 当 金	△2,495		
固 定 資 産	2,004,208	固 定 負 債	596,688
有 形 固 定 資 産	967,771	長期借入金	343,935
建物及び構築物	256,979	退職給付に係る負債	174,118
土 地	678,372	役員退職慰労引当金	6,587
そ の 他	32,419	そ の 他	72,046
無 形 固 定 資 産	20,056		
の れ ん	1,200		
そ の 他	18,856		
投 資 そ の 他 の 資 産	1,016,380	負 債 合 計	2,222,629
投資有価証券	166,622		
繰延税金資産	98,257	純 資 産 の 部	
投資不動産	657,481	株 主 資 本	1,740,415
そ の 他	98,128	資 本 金	294,868
貸 倒 引 当 金	△4,109	資 本 剰 余 金	198,600
		利 益 剰 余 金	1,561,917
		自 己 株 式	△314,972
		その他の包括利益累計額	7,836
		其他有価証券評価差額金	10,170
		退職給付に係る調整累計額	△2,333
		純 資 産 合 計	1,748,251
資 産 合 計	3,970,881	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,970,881

連結損益計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
総 売 上 高 (参 考)		6,672,552
収 売 上 原 益 価 値		1,938,793
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		486,965
営 業 利 益		1,451,828
営 業 外 収 益		1,392,275
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,764	
投 資 不 動 産 賃 貸 料	43,596	
助 成 金 収 入	1,300	
そ の 他	4,313	52,973
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,900	
不 動 産 賃 貸 費 用	26,261	
そ の 他	5,600	36,762
経 常 利 益		75,764
特 別 利 益		
特 別 損 失	9	9
減 損 損 失	67,912	
固 定 資 産 売 却 損	3,246	
固 定 資 産 除 却 損	699	71,858
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		3,914
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	25,553	
法 人 税 等 調 整 額	3,630	29,184
当 期 純 損 失		25,269
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		25,269

(参考) 総売上高は、当社グループの営業活動によって得た販売額の総額であります。2022年3月期期首(2021年4月1日)から適用となった『収益認識に関する会計基準』に準拠した指標ではありませんが、投資者が当社グループの事業規模を判断するうえで重要な指標であると認識し、従前の企業会計原則に基づき算出し、参考情報として開示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	294,868	198,600	1,602,298	△314,972	1,780,796
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△15,110		△15,110
親会社株主に帰属 する当期純損失			△25,269		△25,269
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△40,380	—	△40,380
当 期 末 残 高	294,868	198,600	1,561,917	△314,972	1,740,415

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
当 期 首 残 高	26,017	△2,041	23,975	1,804,771
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△15,110
親会社株主に帰属 する当期純損失				△25,269
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△15,847	△292	△16,139	△16,139
当 期 変 動 額 合 計	△15,847	△292	△16,139	△56,520
当 期 末 残 高	10,170	△2,333	7,836	1,748,251

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 6社
連結子会社の名称 株式会社あわわ
アド・セイル株式会社
株式会社ゴング
南放セーラー広告株式会社
株式会社エイ・アンド・ブイ
株式会社F I S H

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 一社

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等
ひょうたん島不動産合同会社

(持分法を適用しない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品：総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品および貯蔵品：主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（投資不動産を含む）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～50年
工具器具備品	2～20年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①のれんの償却方法および償却期間

その効果の発現する期間を個別に見積り償却期間を決定したうえで均等償却しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の額の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループは、顧客に対して広告事業、ヘルスケア事業を提供しております。

広告事業におきましては、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびにセールスプロモーションやインターネット関連広告等のサービスの提供を行っております。

各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作に関しては、制作物等が完成し、顧客に引き渡される時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体としたプロモーションに関しては、媒体ごとのプロモーションがなされた時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。折込チラシやダイレクトメール等のセールスプロモーション及びイベントプロモーションに関しては、各プロモーションの終了時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。インターネット関連広告に関しては、一定期間にわたってサービスが提供され、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間における期間按分にて収益を認識しております。

広告業の収益は、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、当社グループが提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額により計上しています。ただし、本人としての性質が強いと判断される一部の取引に関しては、顧客から受領した対価と原価を総額で計上しております。

広告業における取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ヘルスケア事業においては、入浴をメインとした小規模の地域密着型通所介護サービスの提供を行っております。

ヘルスケア事業に関しては、サービスの完了または役務提供の終了時において履行義務が充足されることから、当該履行義務の完了をもって収益を認識しております。

ヘルスケア事業における取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

〔会計方針の変更に関する注記〕

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を売上高として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。また、従来は売上総利益相当額に基づいて流動負債に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる商品及び製品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の収益は1,938,793千円となり、売上原価は4,733,759千円減少しましたが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

〔収益認識に関する注記〕

1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	広告事業	ヘルスケア事業	合計
顧客との契約から生じる収益	1,909,506	29,287	1,938,793
外部顧客への収益	1,909,506	29,287	1,938,793

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記4.重要な会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権および契約負債の残高は以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	2021年4月1日	2022年3月31日
顧客との契約から生じた債権 受取手形及び売掛金	966,511	1,200,353
契約負債 前受金	45,558	47,938

(注) 1 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、受取手形及び売掛金に含まれておりません。当該金額には代理人取引として第三者のために回収した金額も含まれております。

(注) 2 契約負債は、顧客との契約に基づき、注文時など履行義務の充足前に受領した前受金等であります。個々の契約に基づく履行義務が充足された時点で契約負債の認識が中止され、それと同時に収益が認識されます。契約の成立（注文等）から義務の履行まで通常1年を超過することはないため、重要な金融要素は含んでおりません。契約負債の期首残高のうち認識した収益の金額は、前連結会計年度において45,558千円（代理人取引控除前金額）であります。また、残存履行義務の予想契約期間は1年以内であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 111,464 千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより判断しています。

②主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積っており、事業計画に含まれる総売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。なお、仮定の前提となる新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、連結計算書類「追加情報（新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて）」に記載しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	67,912
有形固定資産	967,771
無形固定資産	20,056

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①見積りの算出方法

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は、翌連結会計年度予算、及び将来キャッシュ・フローの見積りを使用しております。資金生成単位は、各本支社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、各本支社の営業損益が2期連続してマイナスとなった場合、及び固定資産の時価が著しく下落した場合等に減損の兆候を把握しております。減損の兆候が把握された各本支社については、将来キャッシュ・フローを見積り割引前キャッシュ・フローの合計が当該本支社の固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。当連結会計年度においては、徳島支社の有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額67,912千円を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び土地については、不動産鑑定評価額により評価しております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、適切な権限を有する経営者の承認を得た事業計画に基づく各本支社の営業損益予測に基づいております。割引前将来キャッシュ・フローの合計及び使用価値の算定にあたっては、各本支社の営業継続期間の予測を20年としております。なお、仮定の前提となる新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、連結計算書類「追加情報（新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りについて）」に記載しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定は、いずれも見積りの不確実性が高く、経営環境の著しい変化があった場合は、当初見込んだ将来キャッシュ・フローまたは回収可能価額が変動することにより、減損損失を計上する可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保資産および担保付債務	
(1) 担保に供している資産	
現金及び預金	54,813 千円
建物及び構築物	208,422 千円
土地	514,394 千円
投資有価証券	32,800 千円
投資不動産	474,900 千円
計	1,285,330 千円
(2) 担保付債務	
支払手形及び買掛金	209,512 千円
短期借入金	70,000 千円
長期借入金 (一年以内返済分含む)	332,011 千円
社債に係る銀行保証	150,000 千円
計	761,523 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	722,404 千円
3. 投資不動産の減価償却累計額	223,793 千円
4. 受取手形割引高	5,415 千円

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	6,078,000 株	— 株	— 株	6,078,000 株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	2,300,328 株	— 株	— 株	2,300,328 株

3. 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	15,110	4.00	2021年3月31日	2021年6月25日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	15,110	利益剰余金	4.00	2022年3月31日	2022年6月9日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、毎月の資金繰り計画に基づき、経常的運転資金については短期的な銀行借入により、設備投資や企業買収資金などの経営戦略的事業資金については長期的な銀行借入によって資金調達することを基本とし、社債の発行を含め、安定的な事業資金の調達に努めております。

また、余剰資金については、元本返還の確実性を考慮した金融資産による運用を含め、資金有効活用を図っており、有価証券につきましては、営業推進上必要と認めた場合のみ、これを購入しております。

なお、当社グループにおきましては、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

金融資産のうち、受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、主に政策投資を目的とした株式である投資有価証券は、市場価格および企業業績の変動リスクに晒されております。

金融負債のうち、支払手形は原則3ヶ月以内、買掛金は2ヶ月以内を支払期日としており、短期借入金をこれらの支払に充当する場合、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。また、前述に記載の資金調達を目的とした長期借入金および社債は、償還日は決算日後、最長で12年であり、すべて固定金利であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・顧客の信用リスクの管理

当社グループは、営業管理規程において各営業部門長を売掛債権管理責任者と定め、広告主の財務状況、その他必要事項を常に把握させ、管理帳票により売掛債権の回収に関し日常的に留意するよう指導するとともに、毎月滞り個別債権回収のための活動および回収状況を経営会議に報告させております。

・市場価格および企業業績の変動リスクの管理

当社グループ保有の投資有価証券については、定期的到时価や発行企業の財務情報を得、発行企業との取引関係等を勘案したうえで保有状況の見直しに努めております。

・資金調達に係る流動性リスク

当社グループは、各拠点からの報告に基づき管理部門が毎月資金繰り計画を作成し、手持資金の流動性を勘案のうえ、流動性リスクを管理しております。

・金利の変動リスク

当社は、長短借入金残高に基づいた銀行との取引状況を毎月取締役会に報告させ、銀行借入金および社債に係る支払金利の変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格がない株式等については、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	154,908	154,908	—
資産計	154,908	154,908	—
(2) 長期借入金 (※3)	462,011	462,957	946
負債計	462,011	462,957	946

※1 「現金及び預金」については現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「社債」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※3 長期借入金には、一年内返済予定の長期借入金を含めております。

注1. 有価証券に関する事項

(1) 投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は次のとおりであります。

①其他有価証券 (2022年3月31日)

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得価額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	78,186	59,787	18,398
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	76,722	83,796	△7,073
合計		154,908	143,584	11,324

②当連結会計年度中に売却した其他有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。

③減損処理を行った有価証券 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。

注2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	11,713

注3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	697,410	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,200,353	—	—	—
合計	1,897,763	—	—	—

注4. 短期借入金、社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	106,000	—	—	—	—	—
社債	150,000	—	—	—	—	—
長期借入金	118,076	75,811	73,450	50,112	47,633	96,929
合計	374,076	75,811	73,450	50,112	47,633	96,929

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	154,908	—	—	154,908
合計	154,908	—	—	154,908

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	462,957	—	462,957
合計	—	462,957	—	462,957

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

賃貸等不動産の状況および時価に関する事項

賃貸等不動産の概要

当社グループは、香川県その他の地域において、賃貸用の店舗・マンション（土地を含む）を所有しております。2022年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は17,335千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

なお、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
670,699	△13,218	657,481	521,312

- (注) 1. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加は不動産の取得(799千円)、主な減少は減価償却(14,018千円)であります。
2. 時価の算定方法
重要性のあるものについては「不動産鑑定評価基準」に基づいており、その他は指標などを用いて自社で算定した金額であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	462円78銭
2. 1株当たり当期純利益	△6円68銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔追加情報〕

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りについて)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、今後、2022年9月頃まで影響が続くものと見込み、その後、徐々に回復に転じるものと仮定して有形固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		1,182,587	流動負債		1,313,963
現金及び預金	金	222,438	支払手形	金	199,310
受取掛手	金	16,428	買掛金	金	569,302
商仕掛	金	850,245	短期借入金	金	100,000
貯蔵品	品	1,012	一年内償還予定の社債	債	150,000
前払費用	品	10,748	一年内返済予定の長期借入金	金	118,076
その他当座預金	金	630	未払費用	金	21,901
固定資産	金	20,480	未払法人税等	税	28,458
有形固定資産	物	7,641	未払消費税	等	10,908
構築物	物	53,626	前受引当金	金	23,399
構築物及び備品	品	△663	賞与引当金	金	28,757
工具、器具及び備品	品	2,142,242	固定負債	債	40,000
土地	地	843,864	長期借入金	金	23,848
リース資産	産	236,673	退職給付引当金	金	469,227
無形固定資産	権	1,602	長期預り	金	263,935
商標	権	26,096	その他	他	134,679
ソフトウェア	ア	575,980			31,565
電話加入権	権	3,511			39,047
投資その他の資産	産	17,815	負債合計		1,783,190
投資有価証券	券	500			
関係会社株	式	8,008	純資産の部		
破産更生債権	等	9,306	株主資本	本	1,531,160
繰延税金資産	産	1,280,562	資本剰余金	金	294,868
投資不積立金	産	159,051	資本準備金	金	198,600
その他当座預金	金	323,262	その他資本剰余金	金	194,868
	金	183	利益剰余金	金	3,732
	金	74,752	利益準備金	金	1,352,662
	金	658,848	その他利益剰余金	金	34,500
	金	17,056	土地圧縮積立金	金	1,318,162
	金	51,506	別途積立金	金	25,754
	金	△4,097	繰越利益剰余金	金	1,238,500
	金		自己株式	式	53,908
	金		評価・換算差額等		△314,972
	金		その他有価証券評価差額金		10,480
	金				10,480
資産合計		3,324,830	純資産合計		1,541,640
			負債・純資産合計		3,324,830

損益計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
総売上高 (参考)		5,064,665
収 益		1,117,635
売 上 原 価		
商 品 原 価	10,537	
外 注 費	1,023	
制 作 費	198,613	210,174
売 上 総 利 益		907,461
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		917,431
営 業 損 失		9,970
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,881	
投 資 不 動 産 賃 貸 料	56,888	
そ の 他	1,304	62,075
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,346	
不 動 産 賃 貸 費 用	26,543	
そ の 他	5,591	36,482
経 常 利 益		15,622
特 別 損 失		
減 損 損 失	67,912	
固 定 資 産 売 却 損	3,246	
固 定 資 産 除 却 損	699	71,858
税 引 前 当 期 純 損 失		56,236
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,576	
法 人 税 等 調 整 額	4,866	11,443
当 期 純 損 失		67,680

(参考) 総売上高は、当社の営業活動によって得た販売額の総額であります。2022年3月期期首(2021年4月1日)から適用となった「収益認識に関する会計基準」に準拠した指標ではありませんが、投資者が当社の事業規模を判断するうえで重要な指標であると認識し、従前の企業会計原則に基づき算出し、参考情報として開示しております。

株主資本等変動計算書

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	294,868	194,868	3,732	198,600
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
別 途 積 立 金 の 取 崩				
当 期 純 損 失				
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	294,868	194,868	3,732	198,600

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		土 地 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	34,500	25,754	1,438,500	△63,300	1,435,453
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				△15,110	△15,110
別 途 積 立 金 の 取 崩			△200,000	200,000	—
当 期 純 損 失				△67,680	△67,680
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△200,000	117,209	△82,790
当 期 末 残 高	34,500	25,754	1,238,500	53,908	1,352,662

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本計 合	その他の 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△314,972	1,613,950	25,813	25,813	1,639,764
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△15,110			△15,110
別 途 積 立 金 の 取 崩		—			—
当 期 純 損 失		△67,680			△67,680
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			△15,333	△15,333	△15,333
当 期 変 動 額 合 計	—	△82,790	△15,333	△15,333	△98,123
当 期 末 残 高	△314,972	1,531,160	10,480	10,480	1,541,640

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - 商品：総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - 仕掛品および貯蔵品：主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 重要な固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（投資不動産を含む）
 - 定率法によっております。
 - ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～50年
構築物	10～40年
工具、器具及び備品	2～20年
 - ②無形固定資産
 - 定額法によっております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金：債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金：従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社は、顧客に対して広告事業を提供しております。

広告事業におきましては、テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびにセールスプロモーションやインターネット関連広告等のサービスの提供を行っております。

各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作に関しては、制作物等が完成し、顧客に引き渡される時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。テレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体としたプロモーションに関しては、媒体ごとのプロモーションがなされた時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。折込チラシやダイレクトメール等のセールスプロモーション及びイベントプロモーションに関しては、各プロモーションの終了時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。インターネット関連広告に関しては、一定期間にわたってサービスが提供され、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、当該期間における期間按分にて収益を認識しております。

広告業の収益は、主として代理人としての性質が強いと判断されるため、当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額により計上しております。ただし、本人としての性質が強いと判断される一部の取引に関しては、顧客から受領した対価と原価を総額で計上しております。

広告業における取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(退職給付に係る会計処理の方法)

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を売上高として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の収益は1,117,635千円となり、売上原価は3,947,029円減少しましたが、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

〔会計上の見積りに関する注記〕

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 87,519 千円

なお、繰延税金資産は繰延税金負債と相殺前の金額を表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産および法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減損損失	67,912
有形固定資産	843,864
無形固定資産	17,815

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「会計上の見積りに関する注記 2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は、いずれも見積りの不確実性が高く、経営環境の著しい変化があった場合は、当初見込んだ将来キャッシュ・フローまたは回収可能価額が変動することにより、減損損失を計上する可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保資産

担保に供している資産

現金及び預金	51,800 千円
建物	206,985 千円
構築物	1,436 千円
土地	514,394 千円
投資有価証券(※)	32,800 千円
投資不動産	474,900 千円
計	1,282,317 千円

担保付債務

支払手形	20,110 千円
買掛金	123,205 千円
短期借入金	70,000 千円
長期借入金 (一年以内返済分含む)	332,011 千円
社債に係る銀行保証	150,000 千円
計	695,326 千円

※投資有価証券は、当社の子会社である南放セーラー広告株式会社の取引先からの債務（45,202千円）に対して担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

660,650 千円

3. 投資不動産の減価償却累計額

225,254 千円

4. 受取手形割引高

5,415 千円

5. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります（区分表示したものを除く）。

短期金銭債権	55,664 千円
短期金銭債務	44,413 千円

6. 保証債務

下記の子会社の取引先からの債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

南放セーラー広告株式会社	46,830 千円
--------------	-----------

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高	
営業取引	426,816 千円
営業取引以外の取引	13,905 千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

2022年3月31日現在の自己株式数	
普通株式	2,300,328 株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
税務上の繰越欠損金	28,181 千円
貸倒引当金	1,450 千円
賞与引当金	12,184 千円
退職給付引当金	41,023 千円
減損損失	40,815 千円
投資有価証券評価損	21,067 千円
関係会社株式評価損	31,392 千円
その他	22,965 千円
繰延税金資産小計	199,079 千円
評価性引当額	△111,560 千円
繰延税金資産合計	87,519 千円

(繰延税金負債)	
土地圧縮積立金	△11,280 千円
有価証券評価差額金	△1,486 千円
繰延税金負債合計	△12,767 千円
繰延税金資産の純額	74,752 千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	南放セーラー 広告株式 会社	所有 直接100%	不動産賃貸 債務保証 担保の提供 役員の兼任 社員の役員 派遣・出向 など	不動産賃貸収入	8,400	前受収益	770
				担保の提供 (注1)	45,202	—	—
				債務保証 (注2)	46,830	—	—

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 取引先からの債務につき、担保の提供を行ったものであります。

(注2) 取引先からの債務につき、債務保証を行ったものであります。なお当該債務保証に対する保証料の受取はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 408円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | △17円91銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔追加情報〕

(新型コロナウイルス感染症の影響による会計上の見積りについて)

当社は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、今後、2022年9月頃まで影響が続くものと見込み、その後、徐々に回復に転じるものと仮定して有形固定資産の減損処理、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

セーラー広告株式会社
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 丸木 公介
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 別府 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セーラー広告株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー広告株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

セーラー広告株式会社
取締役会 御中

えひめ有限責任監査法人

愛媛県松山市

指定有限責任社員 公認会計士 丸木 公介
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 別府 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セーラー広告株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人えひめ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

セーラー広告株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	原 淵 定夫	㊟
監査等委員	田 辺 真由美	㊟
監査等委員	福 川 盛二	㊟

(注) 1. 監査等委員田辺真由美及び福川盛二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 2. 当社は、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2021年4月1日から上記株主総会終結の時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場

香川県高松市番町二丁目2番2号
高松商工会議所会館
大ホール (2階)

交通

JR高松駅…………… 徒歩約**10分**
ことடன்瓦町駅…………… 徒歩約**15分**
五番町バス停…………… 徒歩約**5分**

※専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関のご利用をお願いいたします。



「クールビズ」スタイルでの株主総会開催について

当社は、本定時株主総会におきまして、地球温暖化防止に向けた省エネルギー化および節電への取り組みとして、会場の室温を調整したうえで、役員が軽装(クールビズ)で対応させていただく予定です。何卒、趣旨をご理解いただき、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応について

総会運営スタッフはマスクを着用してご対応させていただきます。また、総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。